

育児又は介護等を行う教育委員会所管の学校の職員の早出遅出勤務制度の改正について

1 目的

現在、本市においては、育児又は介護等を行う教育委員会所管の学校園の職員の福祉を増進し、職員の能率発揮に資するため、「早出遅出勤務制度」を導入しているところであるが、本制度における勤務の割振時間の拡充を行い、より働きやすい職場環境を醸成することで、職員の更なる能率発揮を図る。

2 改正内容

勤務時間の割振りの範囲

改正前：通常勤務時間の前 30 分、後 45 分以内

改正後：通常勤務時間の前後 60 分以内

3 実施時期

令和 6 年 4 月 1 日

4 参考資料

- ・ 育児又は介護等を行う教育委員会所管の学校の職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限に関する要綱
- ・ 育児又は介護を行う教育委員会所管の学校の職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限に関する要綱細則